

報告第22号

教育財産の取得に関する申出について臨時代理した件の承認について

令和9年4月開校予定の新設小学校の備品配備における教育財産の取得について、市長に対して申出を行うことについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会を開催する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年5月11日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年5月28日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）

（教育長に対する事務委任）

第2条 教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（14） 土地、建物その他の重要な教育財産（1件の予定価格が2,000万円未満のものを除く。）の取得及び処分を申し出ること。

（臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（長の職務権限）

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

四 教育財産を取得し、及び処分すること。

(教育財産の管理等)

第二十八条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

臨時代理書

令和9年4月開校予定の新設小学校の備品配備における教育財産の取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第22条第4号により、長の職務権限とされているため、同28条第2項の規定に基づき、市長に対して申出を行う必要がある。また、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第2条第14号の規定に基づき、取得を申し出ることについて、教育委員会に諮る必要がある。しかし、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年5月11日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

記

臨時代理の内容

取得する教育財産概要

設置する場所	福津市新設小学校内
種別	机椅子箱棚類 室内調度器具類

理由

令和9年4月開校予定の新設小学校の備品配備における物品調達を、事業全体のスケジュールから、執行する必要があるため。

これが、臨時に代理する理由である。

新設小学校 机椅子箱棚類備品一覧

品名	メーカー/カタログ	規格/商品コード	数量
教卓	三原機工	PM-5000A	38
児童机	三原機工	PM-3000	896
両袖机	ジョイントテックス	PJE-1680D	1
両袖机	PLUS	JS-147D-32	3
片袖机	PLUS	JS-107D-3	103
作業テーブル	YamaTec	SUP-1875TT-WW	2
センターフラップテーブル	ジョイントテックス	SFT-F1575NG	3
センターフラップテーブル	ジョイントテックス	SFT-F1890NG	13
スタッキングテーブル	PLUS	LD-615-70	39
折りたたみ式テーブル	ジョイントテックス	DN-1	20
組み合わせテーブル	ヒシエス誠文社	SN-1260HRL-BL	14
平行スタクテーブル	TOYOSTEEL	STV-1860L-P	2
正方形テーブル	YAGAMI	YTS-4TC	1
児童椅子	三原機工	PM-4100	896
折りたたみ椅子	サンケイ	SCF60-MX	550
スタッキングチェア	サンケイ	CM325-MX (W)	210
事務用チェア	deli-PLUS	KD-DPC5-60KJL	1
事務用チェア	アイリスチトセ	BIT-EX43LO-F	152
事務用チェア	アイリスチトセ	BIT-EX43L1-F	3
リクライニング式長いす	YAGAMI	TRC-S	1
リクライニング式長いす	YAGAMI	TRC-L	1
角イス	ウチダ	UG-801	40
角イス	ウチダ	UW-802	40
丸スツール	ホウトク	RS-42P	124
レターケース	PLUS	LC-123A	2
デスクインサイドボックス	ジョイントテックス	IB-56BNG	69
脇机	PLUS	JS-N047D-A2	1
組立式ステンレスワゴン	sanwa	103-313	1
給食用配膳台	ウチダ	BS-962L	24
掃除用具ロッカー	PLUS	No.60VN	5
掃除用具ロッカー	PLUS	No.45VN	1
ロッカー	TOYOSTEEL	SLKW-2	30
ロッカー	TOYOSTEEL	SLKW-4	1
扉付シューズボックス	TOYOSTEEL	SLBW-M6-S2	1
耐火金庫	ディプロマット・ジャパン	120EKR3	1
学籍簿用耐火庫	ウチダ	NCW-503G	1
ひな段セット	ヒシエス誠文社	HPS (アルミ押し成型普通版) 2段11連	1
折りたたみ式講演台	ヒシエス誠文社	156-0146	1
司会者台	ヒシエス誠文社	156-1102	1
アレンジャー	良質空間	A4PT-309N	1
折りたたみ式傘立A型	テラモト	UB-280-224-0	1
折りたたみ式傘立A型	テラモト	UB-280-260-0	1

新設小学校 室内調度器具備品一覧

品名	メーカー/カタログ	規格/商品コード	数量
賞状盆	コレクト	T-16	1
ワンタッチテント	nakatutent	PWH-03	3
はしご兼脚立	ヒルマ	MCX-180	2
イベント看板	ヒルマ	562-3350	5
案内板	PLUS	PWG-0514DSK	5
校旗	教文	C型 50-5378	1
式典用国旗	八光舎	大 (1200×1800mm)	1
YSカラースノコ・セフティ抗菌	ヒシエス誠文社	A	10
YSカラースノコ・セフティ抗菌	ヒシエス誠文社	B	39
YSカラースノコ・セフティ抗菌	ヒシエス誠文社	C	27
エバック・ハイローリングマットDX	ヒシエス誠文社	#18	6
レッドカーペット	ヒシエス誠文社	S幅	1
レッドカーペット	ヒシエス誠文社	W幅	1
ニューフロアシート	ヒシエス誠文社	157-4195	20
パーティションホワイトボード	PLUS	VSC-1217NK	42
ホワイトフレーム☒コーディオンスクリーン	sanwa	W180×H165cm	2
スタンダードスクリーン	sanwa	90×40×163cm 102-755	4
モップハンガー	ヒルマ	OG1	1
新聞かけ	林製作所	MD-4	1
オールアルミ指揮台	TOEI LIGHT	180A	1
スタンド付脱衣かご ダブル	sanwa	107-666	1
全自動洗濯機専用床置きユニット台	Panasonic	N-UF12	1
踏台	sanwa	ソフトステップ 103-545	1
65型ディスプレイ	I-O DATE	LCD-U651D-P	15
32型テレビ	Panasonic VIERA	VIERA TH-32J300	1
43型テレビ	SONY ブラビア	FW-43BT31K	2
フリースタイル キャリングアンプ	教文	パフォーマンスセット 90-7093	1
マイクロホンスタンド	教文	MT-90+MDH-2	2
マイクロホンスタンド	教文	ST-66A	4
6W防滴型メガホン	ユニベックス	TR-215A	4
ビジネスプロジェクター	EPSON	EB-L210SW	1
プロジェクタースクリーン	PLUS	フロアタイプスクリーン FSR-100V	1
コンパクトデジタルカメラ	コダック PIXPRO	FZ55BK	8
スリム冷凍冷蔵庫	ウチダ	NR-C33ES1-W	1
充電式クリーナ	マキタ	CL100DW	5
充電式クリーナ	マキタ	CL182FDRFW	1
製氷機	sanwa	クレセントアイスメーカー KM-12F	1
冷蔵庫	sanwa	180L 2ドア冷蔵庫 NR-B18C2-W	1
衣類乾燥機	Panasonic	NH-D503-W	1
全自動洗濯機	Panasonic	NA-F6B5-C	1
ポット	sanwa	マイコン沸とう電動ポット 112-772	1
救急バッグ	sanwa	3wayバック+スタンダードバックⅢセット 108-279	2
教材CD-ROM	sanwa	デジタル版 いのちと性の授業セット 112-415	1
ビッグファン	ヒシエス誠文社	100cm 182-0074	2
ジェットヒーター	ヒシエス誠文社	HRR480B-Sセット	2

議案第 22 号

福津市教育支援委員会委員の委嘱について

別紙の者を福津市教育支援委員会委員に委嘱する。

令和 8 年 5 月 28 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

令和 8 年度の福津市教育支援委員会を開催するにあたり、福津市教育支援委員会規則（平成 17 年福津市教育委員会規則第 39 号）第 3 条の規定に基づき、委員を委嘱する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市教育支援委員会規則（抄）

（組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する 23 人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、原則として委員の総数の 10 分の 3 未満であってはならない。

- （1）学識経験者
- （2）市立学校の学校医代表
- （3）市立学校の校長
- （4）市立学校特別支援学級の担任教員代表
- （5）その他教育委員会が必要と認める者

令和8年度 福津市教育支援委員会 委員(案)

任期: 令和8年6月1日～令和9年3月31日

番号	氏名	性別	備考
1	サカキ ケイジ 阪木 啓二	男	学識経験者 (九州産業大学准教授)
2	ナカノ ユウコ 中野 優子	女	学識経験者 (むなかた特別支援学校教諭)
3	オオノ ケンジ 大園 賢二	男	学識経験者 (むなかた特別支援学校教諭)
4	ヤマネ ヒロユキ 山根 弘敬	男	学識経験者 (社会福祉法人玄洋会相談支援専門員)
5	カモシタ ケンイチ 鴨下 賢一	男	学識経験者 (リハビリ発達支援ルームかもん管理者)
6	フクザワ エミ 福澤 絵美	女	学識経験者 (のびのび発達支援センター)
7	ヤスナガ ユキ 安永 有希	女	学識経験者 (のびのび発達支援センター)
8	ムラカミ トモコ 村上 智子	女	学校医代表 (とも子どもクリニック)
9	ヨシマ ユミ 児島 由美	女	福津市立学校長 (神興小学校)
10	オオタ フミコ 太田 史子	女	福津市立学校長 (上西郷小学校)
11	ニシダ ケンノブ 西田 剛信	男	福津市立学校長 (福間小学校)
12	マバ タカユキ 的場 隆幸	男	福津市立学校長 (神興東小学校)
13	ムラモト アキコ 村本 朗子	女	福津市立学校長 (福間南小学校)
14	ヤスノウチ ユミ 安河内 友美	女	福津市立学校長 (津屋崎小学校)
15	クニヒロ シンヤ 國廣 信弥	男	福津市立学校長 (勝浦小学校)
16	ヨシズミ ミチ子 吉住 美津子	女	福津市立学校長 (福間中学校)
17	アベ タイジ 阿部 泰治	男	福津市立学校長 (福間東中学校)
18	イマハシ オサム 今橋 修	男	福津市立学校長 (津屋崎中学校)
19	カワサキ キョウコ 河崎 恭子	女	特別支援学級担任教員代表 (勝浦小学校)
20	モリナガ ユウコ 盛永 優子	女	特別支援コーディネーター (上西郷小学校)
21	メグミ ハルミ 恵 治美	女	通級指導教室 (神興小学校通級指導教室)

議案第23号

福津市学校給食委員会委員の委嘱について

別紙の者を福津市学校給食委員会委員に委嘱する。

令和8年5月28日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

福津市学校給食委員会規則（平成17年福津市教育委員会規則第32号）第3条の規定に基づき、福津市学校給食委員会委員を委嘱する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市学校給食委員会規則（抄）

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する15人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

- (1) 福津市立小中学校の学校長、学校給食担当教諭、養護教諭、栄養教諭及び学校栄養職員の代表
- (2) 福津市立小中学校の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。)の代表
- (3) 福津市学校給食会の代表
- (4) 福津市共同調理場運営委員会の代表
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員会の委員の任期は1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

福津市学校給食委員会委員名簿(案)

任期:令和8年7月1日～令和9年3月31日

	区分	氏名	備考
1号	市立小中学校の学校長代表	オオタ フミコ 太田 史子	上西郷小学校 校長
1号	市立小中学校の学校給食担当 教諭の代表	ヨシタケ ミナミ 吉武 実南	神興東小学校 教諭
1号	市立小中学校の栄養教諭及び 学校栄養職員の代表	スヤマ ナツミ 陶山 なつみ	福間小学校 栄養教諭
1号	市立小中学校の栄養教諭及び 学校栄養職員の代表	シバタ ユウカ 柴田 有加	第2学校給食共同調理場 栄養教諭
1号	市立小中学校の養護教諭の代表	オオウラ マヤ 大浦 茉耶	上西郷小学校 養護教諭
2号	市立小中学校の保護者代表	アオキ ユウコ 青木 裕子	勝浦小学校 保護者
2号	市立小中学校の保護者代表	マツシマ トオル 松嶋 徹	福間小学校 保護者
2号	市立小中学校の保護者代表	タカシマ シンジ 高嶋 慎治	福間中学校 保護者
3号	福津市学校給食会の代表	アベ タイジ 阿部 泰治	福間東中学校 校長
4号	福津市共同調理場運営委員会 の代表	クニヒロ シンヤ 國廣 信弥	勝浦小学校 校長

議案第24号

福津市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について

別紙の者を福津市学校給食共同調理場運営委員会委員に委嘱する。

令和8年5月28日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

福津市学校給食共同調理場運営委員会規則（平成17年福津市教育委員会規則第33号）第3条の規定に基づき、福津市学校給食共同調理場運営委員会委員を委嘱する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市学校給食共同調理場運営委員会規則（抄）

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する10人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

- （1） 福津市立小中学校の学校長
- （2） 前号に掲げる学校の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）の代表
- （3） 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員会の委員の任期は1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

福津市学校給食共同調理場運営委員会委員名簿(案)

任期：令和8年7月1日～令和9年3月31日

区 分	氏 名	性別	備 考
小学校校長	ヤスコウチ ユミ 安河内 友美	女	津屋崎小学校
小学校校長	クニヒロ シンヤ 國廣 信弥	男	勝浦小学校
小学校校長	ニシダ タケノブ 西田 剛信	男	福間小学校
中学校校長	イマハシ オサム 今橋 修	男	津屋崎中学校
保護者	トミザワ トモコ 富澤 智子	女	津屋崎小学校
保護者	アオキ ユウコ 青木 裕子	女	勝浦小学校
保護者	マツシマ トオル 松嶋 徹	男	福間小学校
保護者	カンダ アユミ 神田 亜由美	女	津屋崎中学校

議案第25号

福津市中央公民館防犯カメラ装置管理運用要綱の制定について

福津市中央公民館防犯カメラ装置管理運用要綱を別案のとおり制定する。

令和8年5月28日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

福津市中央公民館に設置する防犯カメラ装置の適切な管理運用を図るために、管理体制、画像及び記録データの適正管理など防犯カメラ装置の取扱いに関する規定の整備が必要となった。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市中央公民館防犯カメラ装置管理運用要綱
(令和8年5月28日福津市教育委員会告示第 号)

(趣旨)

第1条 この告示は、福津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が福津市中央公民館に設置する防犯カメラ装置の管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防、利用者の安全確保及び施設管理等を目的として設置する画像の撮影装置であって、記録機能を備えているものをいう。
- (2) 防犯カメラ装置 防犯カメラ、画像表示装置、画像記録装置その他附属物をいう。
- (3) 記録データ 防犯カメラにより撮影され、画像記録装置に記録された画像のデータをいう。
- (4) 管理責任者 防犯カメラ装置の取扱い及び記録データを管理する者をいう。

(設置場所及び撮影範囲等)

第3条 防犯カメラは、教育長が特に認めた場所に設置するものとする。

2 防犯カメラの撮影範囲は、防犯カメラの設置目的を達成するために必要最小限の範囲とする。

3 防犯カメラ装置の画像表示装置及び画像記録装置は、事務室内に設置する。

4 教育長は、防犯カメラで撮影される範囲内又は施設内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示するものとする。

(管理責任者等)

第4条 防犯カメラ装置を適正に管理するため、管理責任者を置き、教育部郷育推進課長をもって充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラ装置及び記録データの漏えい、滅失及び改ざんの防止その他記録データの適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

3 管理責任者は、必要に応じ、その業務を補助する防犯カメラ装置取扱者(以下「取扱者」という。)を置くことができる。

4 管理責任者は、取扱者以外の者に、防犯カメラ装置を操作させてはならない。

(取扱者の責務)

第5条 取扱者は、管理責任者の指示に従い、防犯カメラ装置を操作しなければならない。

2 取扱者は、管理責任者の指示なく記録データを見てはならない。

(保守に従事する者の責務)

第6条 前条の規定は、防犯カメラ装置の点検及び故障時に対応する保守従事者について準用する。

(記録データの管理)

第7条 記録データは、撮影時の状態で保存するものとし、当該記録データを修正・加工してはならない。

- 2 管理責任者及び取扱者は、防犯カメラの設置目的を達成するために必要な場合は、画像を監視し、又は記録データを検索することができる。この場合において、管理責任者が特に必要と認めるときは、管理責任者が指定した者を立ち合わせることができる。
- 3 管理責任者は、防犯カメラの設置目的を達成するために必要な場合は、記録データの複製物(以下「複製物」という。)を作成することができる。
- 4 記録データの保存期間は、30日以内とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。
- 5 保存期間を経過した記録データは、速やかに消去するものとし、画像記録装置に上書きする方法により行うものとする。
- 6 画像記録装置の交換及び廃棄をする場合は、記録の読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理を行うものとする。

(記録データの利用及び提供の制限)

第8条 管理責任者は、防犯カメラの設置目的の範囲を超えて記録データを利用し、又は外部へ提供してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (3) 法令に基づき国又は地方公共団体が設置した捜査機関から、犯罪捜査等の目的により公文書で要請を受けたとき。
- 2 前項ただし書の規定により、記録データを利用し、又は複製物の提供を受けようとする者は、法令等に定めがある場合を除くほか、福津市中央公民館の防犯カメラ記録データ利用・提供申込書(様式第1号)により教育委員会に申し込まなければならない。
- 3 管理責任者は、複製物を提供するときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、提供する相手方に対し、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。
- (1) 複製物を適正に管理すること。
 - (2) 複製物の目的外利用及び第三者への無断提供をしないこと。
 - (3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに複製物の返却又は廃棄等を行うこと。
- 4 管理責任者は、提供を行った複製物の返却があったときは、速やかに消去その他適切な方法を用いて当該複製物の画像データを閲覧できない状態にしなければならない。

(検索等に伴う記録)

第9条 管理責任者は、記録データの検索、複製、提供及び返却等に関する事項を福津市中央公民館の防犯カメラ記録データ管理簿(様式第2号)に記録しなければならない。

(苦情処理)

第10条 防犯カメラ装置の管理運用に関する苦情等を受けた場合、管理責任者は速やかに対応し、適切な処置を講ずるものとする。

(情報の守秘)

第11条 この告示の規定により防犯カメラ装置の管理運用に携わる者又は携わった者は、画像及び記録データから知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、防犯カメラ装置の管理運用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

福津市中央公民館の防犯カメラ記録データ利用・提供申込書

年 月 日

福津市教育委員会あて

住所（法人その他団体にあつては事務所又は事業所の所在地）

〒 -

氏名（法人その他団体にあつては名称及び代表者の氏名）

連絡先電話番号

法人その他の団体にあつては担当者名

福津市中央公民館防犯カメラ装置管理運用要綱第8条第2項の規定により、
下記のとおり記録データの利用・提供を申し込みます。

記

利用目的	
検索記録データ	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
検索（複製）年月日	年 月 日
検索利用者 職・氏名	
複製データ提供希望	<input type="checkbox"/> 有（返却予定日を記入） <input type="checkbox"/> 無
返却予定日	年 月 日
特記事項	

上記に係る記録データの検索（複製）について承諾します。

年 月 日

福津市教育委員会 教育長

様式第2号(第9条関係)

福津市中央公民館の防犯カメラ記録データ管理簿

No.	申込者 申請年月日 承諾年月日	検索記録データの 日時	利用目的 (理由)	複製物 提供の 有無	複製物の記録媒体	提供年月日 返却等年月日 消去等年月日
	年 月 日申請 年 月 日承諾	年 月 日 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> その他 (理由)	有・無	<input type="checkbox"/> USB メモリー <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	年 月 日申請 年 月 日承諾	年 月 日 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> その他 (理由)	有・無	<input type="checkbox"/> USB メモリー <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	年 月 日申請 年 月 日承諾	年 月 日 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> その他 (理由)	有・無	<input type="checkbox"/> USB メモリー <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	年 月 日申請 年 月 日承諾	年 月 日 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> その他 (理由)	有・無	<input type="checkbox"/> USB メモリー <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	年 月 日申請 年 月 日承諾	年 月 日 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> その他 (理由)	有・無	<input type="checkbox"/> USB メモリー <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	年 月 日申請 年 月 日承諾	年 月 日 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> その他 (理由)	有・無	<input type="checkbox"/> USB メモリー <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	年 月 日申請 年 月 日承諾	年 月 日 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> その他 (理由)	有・無	<input type="checkbox"/> USB メモリー <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	年 月 日申請 年 月 日承諾	年 月 日 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> その他 (理由)	有・無	<input type="checkbox"/> USB メモリー <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	年 月 日申請 年 月 日承諾	年 月 日 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> その他 (理由)	有・無	<input type="checkbox"/> USB メモリー <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	年 月 日申請 年 月 日承諾	年 月 日 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> その他 (理由)	有・無	<input type="checkbox"/> USB メモリー <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	年 月 日申請 年 月 日承諾	年 月 日 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> その他 (理由)	有・無	<input type="checkbox"/> USB メモリー <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	年 月 日申請 年 月 日承諾	年 月 日 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> その他 (理由)	有・無	<input type="checkbox"/> USB メモリー <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	年 月 日申請 年 月 日承諾	年 月 日 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> その他 (理由)	有・無	<input type="checkbox"/> USB メモリー <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	年 月 日申請 年 月 日承諾	年 月 日 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 犯罪捜査のため <input type="checkbox"/> その他 (理由)	有・無	<input type="checkbox"/> USB メモリー <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日

議案第26号

福津市生涯学習推進計画の策定に係る諮問について

福津市郷育推進会議に別紙のとおり諮問する。

令和8年5月28日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

福津市生涯学習推進計画の次期計画を策定するため、福津市郷育推進会議へ諮問したいので教育委員会の議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市郷育推進会議規則（抄）

（所掌事務）

第2条 推進会議は、福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び協議を行う。

- （1） 郷育のための基盤整備及び調査研究に関する事項
- （2） 郷育の企画実践及び関係団体等との連絡に関する事項
- （3） 郷育の奨励及び普及等に関する事項
- （4） 社会教育の奨励及び普及等に関する事項
- （5） その他教育委員会が必要と認める事項

8福教郷第 号
令和8年6月 日

福津市郷育推進会議
会長 木本 圭子 様

福津市教育委員会
教育長 薄 俊哉

福津市生涯学習推進計画（第2期）について（諮問）

福津市郷育推進会議規則（平成28年教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき、次の事項について理由を付して諮問いたします。

なお、答申は下記の期限までをお願いいたします。

1. 諮問

「福津市生涯学習推進計画（第2期）」の策定について

2. 理由

福津市教育委員会における生涯学習施策につきましては、平成30年度に策定した「福津市生涯学習推進計画（計画期間 平成31年度～令和8年度）」に基づいて、計画的に取り組みを進めています。

「福津市生涯学習推進計画」は、社会教育分野において、市民の主体的な学習活動を基礎づけるものであり、次期計画を令和8年度内に策定する必要があります。

つきましては、本市の生涯学習施策を計画的かつ着実に展開することを目的として、令和9年度から令和16年度までを計画期間とする「福津市生涯学習推進計画（第2期）」を策定するにあたり、貴会議のご意見を伺いたく諮問いたします。

3. 答申の期限

令和8年10月30日

報告第23号

令和8年第5回福津市議会6月定例会への上程議案のうち教育予算（令和8年度福津市一般会計補正予算（第1号））に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会の会議を開催する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年5月26日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年5月28日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年5月26日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

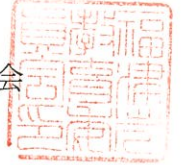
これが、臨時に代理する理由である。

8福教総第148-1号

令和8年5月26日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

令和8年5月26日付8福総第150-1号文書で照会のありました、令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている下記の議案につきましては、異議がない旨を回答いたします。

記

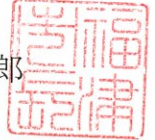
- ・令和8年度福津市一般会計補正予算（第1号）について



8福総第150-1号
令和8年5月26日

福津市教育委員会 様

福津市長 福井 崇郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見の照会について

令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 令和8年度福津市一般会計補正予算（第1号）について

報告第24号

令和8年第5回福津市議会6月定例会への上程議案のうち教育予算（継続費繰越計算書の報告）に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会の会議を開催する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年5月26日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年5月28日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年5月26日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

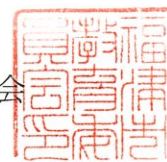
これが、臨時に代理する理由である。

8福教総第148-2号

令和8年5月26日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

令和8年5月26日付8福総第150-2号文書で照会のありました、令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている下記の議案につきましては、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・継続費繰越計算書の報告について



8福総第150-2号
令和8年5月26日

福津市教育委員会 様

福津市長 福 井 崇 郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見の照会について

令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求めます。

記

- ・継続費繰越計算書の報告について

報告第25号

令和8年第5回福津市議会6月定例会への上程議案のうち教育予算（繰越明許費繰越計算書の報告）に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、かつ教育委員会の会議を開催する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和8年5月26日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和8年5月28日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和8年5月26日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

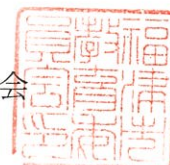
これが、臨時に代理する理由である。

8福教総第148-3号

令和8年5月26日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見について（回答）

令和8年5月26日付8福総第150-3号文書で照会のありました、令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている下記の議案につきましては、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・繰越明許費繰越計算書の報告について



8福総第150-3号
令和8年5月26日

福津市教育委員会 様

福津市長 福井 崇郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく
意見の照会について

令和8年第5回福津市議会6月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求めます。

記

- ・繰越明許費繰越計算書の報告について

教育委員会スケジュール(実績)

月日	曜	事 項	時間	場 所	委員	教育長
4月24日	金	議会開会	9:30	議場		○
		宗像保護区保護司会福津支部総会	10:00	別館1階大ホール		石井課長
5月2日	土	カメラアホールリニューアル誕生祭GAME Fes	10:00	カメラアホール		○
5月3日	日	ミヤジック高校生バンドバトル	16:30	イオンモール福津		○
5月8日	金	庁議	9:00	庁議室		○
5月9日	土	宗像区中学校PTA連合会総会	10:15	宗像市立大島学園		○
		福津市スポーツ協会総会	19:00	中央公民館		○
5月10日	日	宗像区退職小学校長会総会・講話	10:00	宗像市役所		○
5月14日	木	全国都市教育長協議会定期総会・研究大会1日目	9:00	高知県高知市		○
5月15日	金	全国都市教育長協議会定期総会・研究大会2日目	9:30	高知県高知市		○
5月16日	土	福津市立中学校体育祭	案内文書 のとおり	各中学校	○	○
		福津市文化協会総会	10:00	カメラアステージ		宮原部長
5月18日	月	庁議	9:00	庁議室		○
5月19日	火	宗像地区教育事務連絡協議会	15:30	宗像市役所		○
5月20日	水	新設小学校開校準備委員会	19:00	別館1階大ホール		○
5月21日	木	いじめ防止対策審議会	15:30	本館2階大会議室		○
		福津市教育懇話会	18:00	別館1階大ホール		○
5月22日	金	管内教育長会議	14:00	福岡教育事務所		○
		福岡地区学校給食会連合会代表委員会	15:00	吉塚合同庁舎		○
5月23日	土	福津市立小学校運動会	案内文書 のとおり	各小学校	○	
5月25日	月	校園長当初面談	10:00	教育長室		○
5月26日	火	社会を明るくする運動 宗像地区推進委員会	10:00	宗像市役所		○
		校園長当初面談	13:30	教育長室		○
		福津市郷育推進会議	18:30	別館1階大ホール		○
5月27日	水	福津市交通安全協議会総会	10:00	別館1階大ホール		○
		福津市学校給食会総会	16:00	別館2階会議室3		○
5月28日	木	令和8年福津市教育委員会第5回定例会	9:30	別館1階大ホールAB	○	○

教育委員会スケジュール(予定)

月日	曜	事 項	時間	場所	委員	教育長
5月29日	金	水防協議会	15:00	別館1階大ホール		○
5月30日	土	津屋崎小学校運動会	案内文書 のとおり	津屋崎小学校	○	○
6月1日	月	古賀高等学校組合教育委員会	10:00	古賀竟成館高等学校	農崎委員	○
6月2日	火	庁議	13:30	庁議室		○
6月4日	木	ランドデザイン説明会	13:30	ふくとびあ	○	○
6月8日	月	議会開会予定	9:30	議場		○
6月15日	月	庁議	9:00	庁議室		○
6月23日	火	校園長研修会	9:00	別館1階大ホール		○
6月25日	木	令和8年福津市教育委員会第6回定例会	9:30	別館1階大ホールAB	○	○
		市町村教育委員会研究協議会	13:00	オンライン	森委員	

7月の教育委員会定例会は7月23日(木)9:30~の予定です。宜しく願います。